

平成31年度 島田市年間監査計画

1 基本方針

平成31年度の監査は、次の基本方針に基づき実施する。

- (1) 財務に関する事務の執行等について、内容を的確に把握し監査するとともに、合規性、正確性の観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも検証する。
- (2) 監査の実効性を確保するため、監査結果の指摘事項等に対する改善状況を把握し、改善されないもの、改善が不十分なものについて、是正・改善を求めていく。
- (3) 効果的な監査を実施するため、監査対象におけるリスクその他の諸要素を考慮し、関係書類や会計帳票類の審査を実施するとともに、書類の処理や帳票類の点検等が適切に行われ、内部統制が機能しているかの観点からも確認する。
- (4) 審査に付された決算等の正確性及び合規性を確保するため、財務関係書類の審査や分析を行い、決算計数や比率等が正確に算定され、関係書類が適切に整備されているかを確認する。

2 監査の方針

平成31年度に実施する監査については、次の方針によることとする。また、監査の実施に当たっては、これまでの各監査で蓄積された情報を活用して効果的に監査を行う。

(1) 定期監査

財務に関する事務の執行、事業の管理が法令、例規等に基づき適正に行われているか、事務事業が経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているかなどを主眼として監査を実施する。また、事務事業に係る関係書類が整備され適切に処理されているか、監査対象部署における事務処理のチェック体制が機能しているかなどについても留意して監査を実施する。

なお、定期監査を効果的に実施するため、重点的にテーマを決めて監査を行う個別調査事項を設定するとともに、必要に応じて事業実施箇所の現地調査を実施し、施工状況等の確認を行う。

(2) 財政援助団体等に対する監査

市が財政的援助等を与えている団体を対象に、財政的援助に係る出納その他の事務がその目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、資金、文書等の管理が法令、例規等に基づき適切に行われているか、所管部署の団体に対する指導監督が適切に行われているかなどを主眼として監査を実施する。

(3) 決算審査

平成30年度決算を対象として実施する。

ア 一般会計決算審査

一般会計の歳入歳出決算書及びその附属書類について、計数が適正なものとなっているか確認をするとともに、財政状況及び予算の執行状況について審査する。

イ 特別会計決算審査

特別会計の歳入歳出決算書及びその附属書類について、計数が適正なものとなっているか確認をするとともに、財政状況及び予算の執行状況について審査する。

ウ 公営企業会計決算審査

公営企業会計の決算書及びその附属書類について、計数が適正なものとなっているか確認をするとともに、財政状態及び経営成績について審査する。

エ 基金の運用状況審査

基金の運用状況を示す書類について、計数が適正なものとなっているかを確認するとともに、基金がその設置目的に沿って運用されているかを審査する。

(4) 例月現金出納検査

各会計の毎月の現金及び歳入歳出外現金の出納について、計数が正確であるか確認するとともに、出納証拠書類、会計帳票類の検査を実施する。また、財政状況、経営収支の動向、基金等の運用状況などを把握する。

(5) 健全化判断比率審査・資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算出されているか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどを主眼として審査する。

(6) その他の監査

住民監査請求などの監査については、その都度、監査実施計画を策定した上で、監査を実施する。

3 監査の実施時期

平成31年度における各監査の実施時期及び報告・公表時期は次表のとおりとする。

監 査 区 分	実 施 時 期	報 告 ・ 公 表 時 期
定期監査	令和元年9月～令和2年2月	令和元年11月 令和2年2月 令和2年6月
財政援助団体等監査	令和元年11月	令和2年2月
決算審査	令和元年5月～令和元年8月	令和元年9月
例月現金出納検査	毎月	毎月
健全化判断比率審査・ 資金不足比率審査	令和元年7月～令和元年8月	令和元年9月

4 不備事項に対する措置

各監査で確認された事務処理上の誤りや書類の不備事項は、監査委員の指摘事項として通知し、監査対象部署は不備事項の改善措置を行った上で、その結果を監査委員に報告する。

監査対象部署においては、同様の不備が再度発生しないよう適切な事務執行に努めるとともに、早急な改善が困難な事案については、継続して改善に向けた取り組みを行うものとする。

なお、監査委員事務局においては、各監査で確認された不備事項について、監査対象部署や職員に対して改善に向けた個別指導を行うとともに、全庁掲示板でのお知らせ等を通じて、適切な事務執行について職員に周知啓発をしていく。